

## I.平成28年度事業活動方針(案)

2016年はアベノミクスが正念場を迎えるとも言われている。振り返ると、アベノミクス登場とともに円安によって輸出企業の収益は改善し、株高は人々のマインドを高揚させ日本経済は良くなるという明るいムードが広がったが、今の日本経済は回復基調にあるものの力強さに欠け、企業マインドも消費者心理もすっきりとしない状況である。

繊維産業を取り巻く環境は依然として厳しく、生産、消費、貿易等の指標はリーマンショック以前の水準には程遠く、世界経済を牽引してきた中国経済の減速や米国の利上げによる新興国の景気の下振れ等から懸念される要因も多い。

昨年はTPP(環太平洋経済連携協定)が大筋合意され、これを踏まえ広域経済連携が進展する可能性も高く、2020年に向けて様々な市場が国境を越えて交わってくるといわれている。まさに、関税障壁が崩れグローバルマーケットの競争の軸は変わり始め、新しい市場を創造するイノベーションパワーが必要な時代になったともいえる。今までの、拡大と低コストの実現により成功してきた時代の終焉を予測させるものでもある。

流通や取引に関する慣行は、歴史的、社会的背景の中で形成されてきたものであり、その在り方については、常に見直され、より良いものへと変化していくことが求められている。そして、我が国の流通・取引慣行についても、経済活動がグローバル化し日本の市場は国際的により開放的に変化してきていることから、公正かつ自由な競争を促進し、市場メカニズムの機能を十分に発揮し得るようにしていくことが重要である。

このようなことを踏まえ、時代に対応した取引のルールを定めてきた「ガイドライン」を基本に、一つには、地道な取り組みである「取引の適正化」事業の推進、二つには、あらゆるモノがネットで繋がる「IoT」への対応を踏まえた「情報の共有化」事業を進めて行くことである。

今まで取り組んできた生産供給に関わる企業間取引の合理性の追求や、相互のメリットが生じる「標準プラットフォーム」の運用と活用を進めると共に、グローバルマーケットに対応した取り組みについても検討を早急に行う必要があると考えている。

本年も「TAプロジェクト」の活動を基軸に、繊維ファッション産業界の全体最適を目指したSCM構築を図るために注力していく。

## II.事業活動

### 1.「取引の適正化」事業

#### (1)「ガイドライン」の普及啓発活動の推進

##### 1)「ガイドライン」の説明会の実施

「取引の適正化」事業では、第一に「ガイドライン」の普及啓発活動を推進することである。平成27年「聴き取り調査」や産地での「ガイドライン」説明会を実施したが、基本契約書の締結を行っている企業が少なく浸透度は皆無に近い。従来からの悪しき取引慣行である「歩引き」取引の廃止、引取拒否等の解決に取り組むには基本契約書の締結が重要である。28年度は、「ガイドライン」の説明会を関連団体と一緒に推し進めていく。

- ・産地における基本契約書締結の推進
- ・独禁法、下請法、「ガイドライン」の相関関係と「ガイドライン」の有効性を具体的に示す。
- ・「歩引き」取引及び手形決済に関わる適正化についての検討

## 2) 聴き取り調査の実施

①調査実施時期:平成 28 年 4 月～8 月

②調査目的:・「ガイドライン」に関する実践状況の調査

- ・「歩引き」取引の実態調査
- ・下請法遵守の確認及び課題調査
- ・手形取引の実情

③調査対象企業:経営トップ合同会議参加企業及び関連団体傘下会員企業

## 2.「情報の共有化」事業

「情報の共有化」事業では、今まで取り組んできた生産供給に関わる企業間取引の合理性の追求や、相互のメリットが生じる「標準プラットフォーム」(仮称「FISPA 標準プラットフォーム」)の運用と活用を進めると共に、「IoT」等、次世代のグローバルマーケットに対応した取り組みについても早急に検討を行う必要があると考えている。

### 1)「標準プラットフォーム」の構築に向けた取り組み

①残された課題解決への取り組み

- ・商品マスターの同期化の仕組み、ルールの取り決め
- ・企業固有 EDI 導入方法の具体的手順等

②導入への具体的取り組みの開始。

### 2)次世代の「情報の共有化」事業に向けた取り組み

①「IoT」「オムニチャネル」「RFID」等

それぞれに対する情報収集や事例研究、また具体的な可能性の有無等、次世代の「情報の共有化」事業への検討を進める。

## 3.TA プロジェクト事業

### 1)ユニフォーム分科会

①時代に対応したビジネスモデルに関する新たな課題等についての解決策を検討

②ユニフォーム業界団体との連携と「取引ガイドライン」の周知徹底及び説明会の実施

### 2)「ガイドライン」の検証と改訂

「ガイドライン第二版」以降、各業種間では新たなビジネスモデルに類する取引が生じている。一部には業務かサービス提供か不明なモノあり、問題が生じたときの責任所在が曖昧なものもある。

このようなことも踏まえ、それぞれの取引当事者間における業務フローを再確認した上で、業務条件等の改訂が必要なる場合には「ガイドライン」改訂を行う。

### 3)産地研修会の実施

TA プロジェクト参加企業を対象に、繊維製品の生産現場の実情、加工のプロセス、情報共有の重要性等の理解を深めることを目的とした研修会を実施する。

### Ⅲ.委員会活動

#### 1.事業運営委員会活動

事業運営委員会では協議会の運営強化や事業内容の検討立案と広報調査活動を実施するとともに、サプライチェーン全体の最適化を図る上で必要なビジネスモデルの標準化に関する課題の抽出・整理及び改善・改革に向けて以下の事項を実施する。

##### (1)平成 28 年度事業計画の実施状況の確認及び次年度事業計画の立案

当該年度事業活動の実施状況を確認すると共に次年度事業計画についての案を事務局並びに理事会に提案する

##### (2)広報活動の実施

「HP」「メルマガ」「FISPA 便り」等による協議会の活動内容について会員への広報活動を実施する

##### (3)各種セミナーの開催

「経営トップセミナー」「法律相談セミナー」「事例研究セミナー」の開催

##### (4)SCM 構築に向けた情報収集活動の実施

1)繊維産業の各段階における取引状況及び情報共有に関する課題の抽出、整理

2)SCM 構築に必要な関係団体等の情報化事業の把握及び関連する事業の連携

##### (5)「情報の共有化」事業の推進に伴う案件事項の審議及び承認

1)「TA プロジェクト繊維標準メッセージ」及び QR 推進協議会からの「繊維産業 EDI 標準メッセージ」の維持管理業務の実施

2)新たな標準メッセージに関する審議及び承認

#### 2.取引改革委員会活動

取引改革委員会では繊維ファッション産業界の各段階間の取引上に生じている課題について調査するとともに、具体的な解決策について検討を行う。また、「取引の適正化」を図るために取り決めた「ガイドライン」に関する普及啓発活動の実施と諸官庁及び関連する業界団体と連携強化に努め取引の適正化を進める。

##### (1)「取引ガイドライン」普及啓発活動の実施

1)関連業界団体及び産地・産元企業への「ガイドライン」の説明会

2)「ガイドライン」に関する実施状況に関する聴き取り調査

##### (2)適正取引の推進

業界全体における取引上の不公平・不公正な取引慣行の改善及び課題解決に向けた取り組みの推進。

##### 1)「歩引き」取引の全廃と手形取引の適正化に向けた活動

関係する業界団体との連携強化に努め、「歩引き」取引の全廃に向けた具体策の立案と実施を進める。また、手形取引の適正化についての検討を行う。

##### 2)「取引相談室」の有効活用に向けての周知活動

産地での基本契約書の締結を推進する活動と併せて周知活動を進める。